

- | | | |
|---|--------------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 米国の対情報活動の概観 | 1 頁 |
| 2 | IAQG (国際航空宇宙品質グループ) について (その2)
<u>国際相互認証の仕組みと OPMT 活動</u> | 1 5 頁 |

米国の対情報活動の概観

客員主任研究員 横山 恭三

本稿は、米国の対情報活動、中でも対情報機関、冷戦後の対情報体制の変遷、対情報活動に関連する法令、および国家対情報局（ONCIX）の業務の概要を紹介する目的で、国家情報長官官房（ODNI）、国家対情報局（ONCIX）などのHPの記載内容（H22年4月現在）を整理・摘記したものである。米国では組織改編が日本より頻繁に行われる傾向がある。特に情報や対情報組織については公表されない部分も多いので、万一、実際の組織との異同がある場合はご理解願いたい。

別図 「国家情報長官官房(ODNI)の組織図」

別表 「略語表」

1. 対情報機関

米国の情報コミュニティで使用されるインテリジェンス(情報)にはカウンターインテリジェンス(対情報)が含まれている。1947年米国安全保障法(米国法典50篇§401a)では「“インテリジェンス”には、外国のインテリジェンスとカウンターインテリジェンスが含まれる。(The term "intelligence" includes foreign intelligence and counterintelligence)」と定義されている。このようなことから、米国では、外国の諜報組織等に関する脅威情報を収集するのも外国の諜報活動に対処するのも情報機関である。カウンターインテリジェンスと称する役職と行政機関は、国家対情報局長(NCIX)と国家対情報局(ONCIX)だけである。しかも、その機能は極めて限定されている。詳細は後述するが、国家対情報局(ONCIX)は、対情報のための捜査や作戦の役割は有しておらず、また、外国の情報機関との独自の接触も行わない。従って、捜査、作戦などの実動分野は、FBIや国防総省などの情報コミュニティの各機関が担当している。因みに、CIA、FBI、各軍などの情報機関からなる情報コミュニティの構成メンバーは、法律で定められているが、対情報コミュニティについては、その規定が見当たらない。但し、国家対情報政策会議(NACIPB)の構成メンバーは、改正2002年対情報強化法(「2003年度情報権限法」の中の対情報組織に関連する条文が「2002年対情報強化法」と称せられる。)により、国家対情報局長(NCIX)、司法省(FBIを含む。)、国防総省(統合参謀本部を含む。)、国務省、エネルギー省、CIA、国土安全保障省、および大統領が指定するその他の政府機関の代表者と規定されている。一般には情報コミュニティと対情報コミュニティは同じ構成メンバーと考えて差し支えないであろう。

また、米国には、英国の情報局保安部(MI5)のような対情報の専門組織が存在しない。米国の情報・対情報活動を包括的に規定している法規は、「United States Intelligence Activities」という名称の行政命令(EO)12333である。行政命令(EO)は、大統領からの行政府機関に対する法的拘束力のある命令で、情報組織の設立・改編・廃止等について

指示している。指示内容で必要なものは事後法制化される。行政命令（EO）12333 について言えば、ほとんどの内容が、次項で述べるように、米国法典 50 篇（戦争と国家防衛）15 章（国家安全保障）に編纂されている。

1981 年に発令された行政命令（EO）12333 は、その後、情報コミュニティの管理強化を目的とした行政命令（EO）13355（2004 年 8 月）国家情報長官（DNI）の権限強化を目的とした行政命令（EO）13470（2008 年 7 月）によって改正されている。改正行政命令（EO）12333 は、CIA（国外に限定）DIA、陸、海、空軍の情報・対情報部門、FBI の情報部門、及び沿岸警備隊の情報・対情報部門に対して対情報活動を命じている。情報コミュニティの他のメンバーである NSA、NRO、NGA、国務省（情報・研究室）財務省（情報・分析室）麻薬取締局（国家セキュリティ情報室）国土安全保障省（情報・分析室）及びエネルギー省（情報・対情報室）に対しては対情報活動が命じられていない。

以上のことから米国の対情報活動は、国内については FBI の情報・対情報部門が行い、国外では CIA が行い、海外に派遣された軍及び米国内の軍の安全を確保するための対情報は、軍（陸・海・空・海兵）の情報・対情報部門が行っていると言って間違いのないであろう。

2．冷戦後の対情報体制の変遷

（1）PDD（大統領命令）/NSC（国家安全保障会議）24 の発令（1994 年）

冷戦後においても伝統的なスパイ活動は依然として衰えることがなかった。1994 年に CIA の上級職員であったヘイゼン・オルドリッチ・エイムズ(Hazen Aldrich Ames)が約 10 年間にわたりソ連/ロシアへ米国の機密情報を漏洩したスパイ容疑で逮捕された。この事件を契機に米国では対情報体制の改革が行われた。その結果、クリントン大統領は、1994 年 5 月 3 日に、PDD / NSC-24 (U.S. Counterintelligence Effectiveness) を発令し、国家対情報諮問グループ (NAG/CI) を廃止し、それに替わり国家の対情報政策の重要課題に対処する主要な組織として国家対情報政策会議(NACIPB)を設置することやその国家対情報政策会議(NACIPB)の下に国家レベルの対情報活動を調整する国家対情報センター (NACIC) の設置を命じた。

国家対情報局の前身であるこの国家対情報センター (NACIC) は CIA 本部に置かれていたが、独立した対情報組織として国家対情報政策会議 (NACIPB) と国家安全保障会議 (NSC) へ報告する責任を有していた。国家対情報センターのスタッフは、FBI、CIA、国防総省、及び国務省の対情報及びセキュリティの専門家が約 2 ヶ月のローテーションで派遣された。国家対情報センター (NACIC) は、センタ - 長オフィスと、その隷下の総務オフィス (Executive Secretariat Office) 、プログラム統合オフィス (Program Integration Office) 及び脅威評価オフィス (Threat Assessment Office) の 3 つのオフィスで構成された。

（2）経済スパイ防止法の制定（1996 年）

冷戦時代には、旧ソ連をはじめとする旧共産圏諸国は、外交官、通商代表部、ジャーナリスト等を隠れ蓑のとして相当数の情報機関員を西側諸国に送り込み、内外政策や軍事、科学技術に関する諜報活動を活発に行ってきた。しかし、冷戦後は、政治的に大きな対立軸がなくなったことにより各国とも経済・産業情報の収集に一層力を入れるようになってきた。このため、従来からの情報機関員によるスパイ行為という脅威に加えて、ロシア、中国を含む幾つかの国のように、研究者、留学生、代表団等を先進諸国に大量に派遣し、先端技術企業や防衛関連企業関係者等に対する技術移転等の働き掛けを行うなどの、新しい脅威が出現してきた。こうした動きに対応し、米国では法制面の見直しが進められた。その結果、1996年に経済スパイ防止法が制定され、経済スパイの企業に対する情報収集活動の取締まりが強化された

(3) PDD ON CI-21 の発令 (2001 年)

従来からの伝統的なスパイ行為という脅威に加えて、経済スパイという新しい脅威が出現してきたことから、米国では対情報体制の改革が行われた。2000年3月、CIA長官、FBI長官及び国防副長官は、“Counterintelligence for the 21st Century” という名称の改革案を上院特別情報委員会に提出した。この改革案を受け、クリントン大統領は、2001年1月5日、PPD75 (U.S. Counterintelligence Effectiveness · Counterintelligence for the 21st Century) を発令し、国家レベルの対情報に関し実質的なリーダーとして職務を遂行する国家対情報局長 (NCIX) の設置と、国家対情報センター (NACIC) に替わる国家対情報局 (ONCIX) の設置を指示した。因みに、FBI の特別捜査官であったロバート・フィリップ・ハンセン (Robert Philip Hanssen) が 1979 年から 2001 年までの 22 年間にわたりソ連 / ロシアへ米国の国家機密を漏洩したスパイ容疑で逮捕 (2001 年 1 月 18 日) されたのは丁度この頃である。

この大統領命令を受け 2002 年 11 月に制定された「2003 年度情報権限法」により、国家対情報局長 (NCIX) 及び国家対情報局 (ONCIX) が正式に設置された。これにより、伝統的な脅威と新しい脅威に対応することを目的とした新しい対情報体制が構築されたと言える。

(4) 国家情報長官 (Director of National Intelligence : DNI) の設置

米国の情報コミュニティの成立は、1947 年の国家安全保障法にまで遡る。1947 年国家安全保障法では、中央情報長官 (DCI) (中央情報長官 (DCI) が CIA 長官を兼務) を、国家レベルの国外情報に関する大統領と国家安全保障会議に対する主要な助言者と定めるとともに、中央情報長官 (DCI) は、国家レベルの情報活動及び対情報活動を指揮・実行する任務を実施するとされた。従って、中央情報長官 (DCI) が情報コミュニティおよび対情報コミュニティの長であった。しかし、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロを受けて設置された“合衆国へのテロ攻撃に関する国家委員会 (National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States)” (通称 9・11 委員会) は、「情報活動コミュニティに属する省庁間での情報の共有が不十分であったことに加えて、職務の分担が不明確であった。さら

に中央情報長官（DCI）の情報活動コミュニティに対する指導力に限界があった。」との問題を指摘し、「国家情報長官（DNI）を新設し、情報コミュニティに属する省庁間の連携を強化する。」ことを勧告した。この勧告を受け、2004年12月に制定された情報改革・テロ防止法（IRTPA）により中央情報長官（DCI）に代わる国家情報長官（DNI）が正式に設置された。従って、現在の情報コミュニティおよび対情報コミュニティの長は、国家情報長官（DNI）である。

3. 対情報活動に関連する法令

以下は、情報活動の調整（§ 402 a）、国家対情報局長（NCIX）（§ 403b）及び国家対情報局（ONCIX）（§ 402c）に関する主要な法令の条文である。米国の法律は、条文の見出符号が日本の法律のそれとは異なる。以下の法律は§、（a）（1）（A）及び（ ）となっている。これを便宜上、セクション、（a）条、（1）項、（A）号と呼称する。

合衆国法典第50篇§ 402 a：対情報活動の調整

（a）対情報政策会議の設置：行政府内に国家対情報政策会議（NACIPB）を置く。（本セクションでは“会議”と言う。）会議は国家安全保障会議（NSC）を通じて大統領に報告するものとする。

（b）議長：2002年対情報強化法§ 902に基づく国家対情報局長（NCIX）は、会議の議長を務めるものとする。

（c）議員：次に掲げる者をもって充てる。

（1）国家対情報局長（NCIX）

（2）次の掲げる関連省庁の長に指名された米国政府機関の上級職員

（A）FBIを含む司法省

（B）統合参謀本部を含む国防総省

（C）国務省

（D）エネルギー省

（E）CIA

（F）大統領が指定するその他の省庁

（d）事務及びその事務の遂行：

（1）会議は、次に掲げる事務を行う。

（A）次に掲げる事務の主要なメカニズムとして機能する。

（ ）対情報活動を管理・運営するために、大統領の承認の対象となる政策と手順を作成する。

（ ）大統領の指示に基づき、対情報活動の実行間に生じた各政府機関の間の対立を解消する。

（B）次に掲げる事務を実施するための省庁間作業グループとなる。

（ ）2002年対情報強化法の履行に関連する事項の協議と検討を確実に実施す

る。

()合衆国法典第 50 篇 § 4 0 2 (e)条(2)項に基づき、国家対情報局 (ONCIX) が策定した国家対情報戦略 (NCS) の履行における優先事項について国家対情報局長 (NCIX) に助言を行う。

(2) 会議は本セクションに基づく事務を実行するために、会議が適切であると認めた省庁間会議や省庁間作業グループを設立することができる。

(e) 対情報に関連する捜査等の FBI との調整：

(1) 本条 (5) 号で規定される場合を除き、各省庁の長は以下のことを行うものとする。

(A) その原因に係わらず機密情報が、許可を得ずに、外国勢力又は外国勢力のエージェントに漏洩、漏洩の疑い、又はおそれがあることを示す情報を直ちに FBI に通知する。

(B) 前号 (A) の規定による報告に基づき、関連する省庁は、紛失あるいは漏洩の原因を明らかにするための全ての活動について FBI と協議する。

(C) 関連する省庁との協議の後、FBI が損失あるいは漏洩の原因を明らかにするための捜査活動に着手する場合、関連する省庁の職員と記録への十分かつ適時なアクセスが FBI に与えられる。

(2) 本条 (5) 項に規定される場合を除き、FBI 長官は、FBI が入手した行政機関の人員、運用、又は機密情報に関連するスパイ事件の情報を、適切なチャネルを通じて、関連する省庁へ直ちに提供する。情報の提供を受けた当該省庁は、FBI が実施しているスパイ事件の捜査について、直ちに FBI と協議する。

(3) (A) FBI 長官は、対情報捜査に基づくスパイ事件による関連省庁への潜在的影響の評価を書面により関連する省庁の長に提出する。

(B) 関連する省庁の長は、次に掲げる事項を実施するものとする。

() 本条 (1) 項の捜査の対象者を、捜査目的のために、現配置に留めて置くべきか否かを判断するために前号 (A) による評価書を使用する。

() 本号 () の判断について FBI 長官に書面により通知する。

(C) FBI 長官と関連する省庁の長は、必要に応じて、本項による捜査の状況を再検討するために協議を継続し、必要に応じて、対象者を現配置に留めて置くという省庁の長の決定を見直す。

(4) (A) FBI は、行政府内の職員に関するスパイ事件の本格的な捜査の開始を、関連する省庁の長を含む行政府内の適切な関係者へ通報するものとする。

(B) 省庁は、嘘発見器による検査、尋問、又は FBI との事前の調整と協議なしで前号 (A) の捜査の対象となる職員に注意を喚起するようないかなる行動も行ってはならない。

(5) 米国の重要な国家安全保障上の利益に影響する特別な場合、大統領は、特定の

省庁の長又は FBI 長官に対して適用される本条(1)項、(2)項、又は(3)項の要件をケースバイケースで撤回することができる。この撤回は、文書で示され、かつ撤回の正当性が十分に説明されるものとする。大統領は、30日以内に、上院の特別情報委員会及び下院の常設特別情報委員会に対し当該撤回が発令されたことを通知するものとする。そして同時にあるいは国家安全保障上の考慮が許す範囲で出来るだけ早く、前述の撤回が必要となった状況に関する十分な説明をこれらの委員会へ提出するものとする。

(6) 本セクションの如何なる規定も、統一軍事裁判法(Uniform Code of Military Justice)の支配下にある者に対する捜査に関する FBI と国防総省との間の既存の司法協定を変更するものでなく、そしてまた現行法および行政政策によって要請されるところを超えて、国防省に対して、更なる報告義務を課すものではない。

(7) 本セクションで使用される、“外国勢力(foreign power)”や“外国勢力のエージェント(agent of a foreign power)”という用語は、1978年外国諜報活動監視法(FISA)(米国法典第50篇36章)の1801条(a)及び(b)条の用語と同じ意味を有する。

1978年外国諜報活動監視法(FISA)(米国法典第50篇36章)のセクション1801の(a)条及び(b)条の要旨

(a) 外国勢力：外国勢力とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 米国によって認定されようとなかろうと、外国政府又は外国政府のあらゆる構成要素
- (2) 実質的に米国人によって構成されていない外国の分派勢力(faction)
- (3) 外国政府に公然と認められ、かつその外国政府の支配下にある団体
- (4) 国際テロリズム及びその準備のための活動に関与した集団
- (5) 実質的に米国人によって構成されていない外国に拠点のある政治組織
- (6) 外国政府に支配された団体

(b) 外国勢力のエージェント：外国勢力のエージェントとは次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 米国人以外の者で次の掲げるいずれかに該当する者

- (A) 前条(a)の(4)項で定義した外国勢力の指揮官若しくはその手先として又はその一員として活動する者
- (B) 米国の国益に反して、米国内で非法のインテリジェンス(諜報)活動に従事する外国勢力のために活動する者
- (C) 国際テロリズム及びその準備のための活動に関与する者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者

- (A) 承知しながら、外国勢力のために又は外国勢力に代わって非合法的な情報

収集活動に従事する者

- (B) 承知しながら、外国勢力の情報機関又はネットワークの指示に従い、外国勢力のために又は外国勢力に代わって非合法的な情報収集活動に従事する者
- (C) 承知しながら、外国勢力のために又は外国勢力に代わって、サボタージュ若しくは国際テロリズム又はそれらの準備のための活動に従事する者。
- (D) 承知しながら、外国勢力のために若しくは外国勢力に代わって、偽造若しくは不正の身分証明書で米国に入国する者、又は米国内において偽造若しくは不正の身分証明書を携行する者
- (E) 承知しながら、前号(A)、(B)、若しくは(C)で記述された活動を行う者を支援若しくはほう助する者、又は承知しながら、前号(A)、(B)、若しくは(C)で記述された活動に従事する者と共謀する者

合衆国法典 50 篇 § 402b : 国家対情報局長 (NCIX)

(a) 設置 :

- (1) 国家情報長官 (DNI) によって任命される国家対情報局長 (NCIX) を設置する。
- (2) 国家情報長官 (DNI) は、国家対情報局長 (NCIX) を任命する際に、司法長官、国防長官、及び CIA 長官の意見を求めるべきである。これは議会の一致した意見である。

(b) 任務 : 国家対情報官 (NCIX) の任務は、連邦政府のために国家対情報の長としての役割を果たすことである。

(c) 義務 : 国家情報長官 (DNI) の指示や統制に従い、国家対情報官 (NCIX) は次に掲げる事項を行う。

- (1) 前条 (b) に掲げられた任務を達成する。
- (2) 1994 年対情報及び安全保障強化法 § 811 (合衆国法典 50 篇 § 402a) に基づき国家対情報政策会議 (NACIPB) の議長を務める。
- (3) 同法 § 904 (合衆国法典 50 篇 § 402c) に基づき国家対情報局 (ONCIX) の長として務める。
- (4) 同法 § 904 (合衆国法典 50 篇 § 402c) に定められた国家対情報局 (ONCIX) や同局長 (NCIX) の任務や職務の遂行に必要であると国家情報長官 (DNI) が認めた場合は、国家対情報局長 (NCIX) は、行政府の会議・委員会・組織にオブザーバーとして参加する。

合衆国法典 50 篇 § 402c : 国家対情報局 (ONCIX)

(a) 設置 : 国家対情報局 (ONCIX) を設置する。

(b) 局長 : 国家対情報局 (ONCIX) の長は国家対情報局長 (NCIX) をもって充てる。

(c) 位置 : 国家対情報局 (ONCIX) を国家情報長官官房 (ODNI) に置く。別図「国家情

報長官官房（ODNI）の組織図」参照

- (d) 法律担当官（General counsel.）:
- (1) 国家対情報局（ONCIX）に、国家対情報局長（NCIX）の主要な法律顧問として、法律担当官一人を置く。
 - (2) 法律担当官は、次に掲げる事項を行う。
 - (A) 局の職務に関連する問題について、局長に対して法的助言や勧告を行う。
 - (B) 局が、すべての適用法、規則、行政命令、及び指針を順守していることを確認する。
 - (C) 局長が命ずるその他の任務を遂行する。
- (e) 職務：国家対情報局長（NCIX）の指示と統制に従い、国家対情報局（ONCIX）は次に掲げる事項を行う。
- (1) 「国家に対する脅威の特定と優先順位の評価（National Threat Identification and Prioritization Assessment：NTIPA）」：本セクション（f）条に従い、適切な連邦政府の省庁や民間の組織と協議し、「国家に対する脅威の特定と優先順位の評価（NTIPA）」として知られている対情報要求に関する戦略的計画立案の評価を毎年作成する。
 - (2) 「国家対情報戦略（National Counterintelligence Strategy：NCS）」：本セクション（f）条に従い、適切な連邦政府の省庁や民間の組織と協議し、かつ、前項（1）の最新の「国家に対する脅威の特定と優先順位の評価（NTIPA）」を基礎に、「国家対情報戦略（NCS）」として知られている米国政府の対情報プログラムと活動のために戦略を毎年作成する。
 - (3) 国家対情報戦略（NCS）の履行：国家対情報戦略（NCS）の履行状況を継続的に評価するとともに、戦略の実施におけるあらゆる不足に関する検討とそれらの不足を改善する提言を含む評価に関して定期的に大統領に報告する。
 - (4) 国家対情報の戦略的分析：国家情報長官（DNI）の指示に基づき、そして米国政府の省庁の適切な機関と協議しつつ、対情報損害評価や対情報活動から得た教訓の評価の成果物を含む対情報問題に関する戦略的分析の成果物について監督・調整する。
 - (5) 国家対情報プログラム予算：国家情報長官（DNI）との協議に基づき次に掲げる事項を実施する。
 - (A) 国防総省、FBI、CIA、及びその他の米国政府の適切な機関の対情報プログラムと活動に対する予算と資源配分計画の作成を調整する。
 - (B) 作成された予算と資源配分計画が、国家対情報戦略（NCS）の目標と優先事項に適合しているかを確認する。
 - (C) 前号（A）および（B）に基づき国家対情報局（ONCIX）が実施した活動について、国家安全保障会議（NSC）へ定期的に報告を行う。

- (6) 国家対情報の収集と標的活動の調整：国家対情報戦略（NCS）の目的達成のために、対情報に関する捜査、作戦、及び収集のための優先事項を作成する。但し、国家対情報局（ONCIX）は、次に掲げる事項を行わない。
 - (A) 対情報に関連するあらゆる捜査や作戦。
 - (B) 外国情報機関との独自の接触ルートの設定や独自の交流の実施。
- (7) 国家対情報に関する支援、監視、及び警告
 - (A) 対情報の脆弱性調査：インテリジェンス脅威からの保護が必要な分野、プログラム、及び活動を特定するために、米国政府及び民間部門のインテリジェンス脅威に対する脆弱性の調査を実施・調整する。
 - (B) 支援：情報コミュニティ以外の政府機関や民間部門に対する対情報に関する支援プログラムや活動について実行・調整するとともに、インテリジェンス脅威に関する警告の発令について調整する。
 - (C) 研究・開発：米国政府や民間部門の研究・開発プログラムと活動において、対情報コミュニティが必要とする技術・製品・サービスに対して注意が向けられていることを確認する。
 - (D) 訓練と専門教育：対情報活動に携わる要員の訓練と専門教育に関する政策と基準を策定するとともに、当該要員に対する統合演習の実施を管理する。
- (f) 「国家に対する脅威の特定と優先順位の評価（NTIPA）」と「国家対情報戦略（NCS）」に関するさらなる要件：
 - (1) 前条(e)の(1)項に基づく「国家に対する脅威の特定と優先順位の評価(NTIPA)」と同評価のいかなる変更も、大統領の承認を得るまでは発効しない。
 - (2) 前条(e)の(2)項に基づく「国家対情報戦略（NCS）」と同戦略のいかなる変更も、大統領の承認を得るまでは発効しない。
 - (3) 国家対情報局長（NCIX）は、本セクションに基づき承認された「国家に対する脅威の特定と優先順位の評価（NTIPA）」又はそれらの変更、及び「国家対情報戦略（NCS）」又はそれらの変更について、都度議会の情報委員会へ提出する。
 - (4) 本項で使用される“議会の情報委員会”とは、次に掲げる委員会を意味する。
 - (A) 上院情報特別委員会
 - (B) 下院情報常設特別委員会
- (g) 職員：
 - (1) 国家対情報局（ONCIX）の職員は、同局で雇用した職員あるいはその他の連邦政府機関から派遣された職員で構成される。当該派遣職員は、費用弁済方式又は非費用弁済方式のいずれかである。それは、派遣元機関の長が決定する。
 - (2) 非費用弁済方式の職員の派遣期間を制限するセクション 1 0 4 の(d) 条又はその他のいかなる法規にも拘わらず、前項(1) の非費用弁済方式に基づき派遣される米国政府の職員若しくは被雇用者又は軍からの派遣要員の派遣期間は、国

家対情報局長（NCIX）や関連する政府機関の長が適切と考える一年を越えるいかなる期間にでも設定できる。

(3) 国家対情報局（ONCIX）の職員の任命、報酬及び給付、管理、並び解雇を含む任免については、国家対情報局長（NCIX）が機関の長と見なされることを除き、CIAの職員に適用される法規に準拠するものとする。

(4) 国家対情報局（ONCIX）における役職は、米国法典 5 篇の目的のためのエクセプトド・サービス・ポジション（excepted service position）である。（筆者注：米国では、人事管理局（OPM）の管轄に入らない役職と機関がある。この役職は excepted position と云い、機関は excepted agency と云われる。）

(h) 支援：

(1) 司法長官、国防長官、及び国家情報長官（DNI）はそれぞれ、国家対情報局（ONCIX）に対して、国家対情報局（ONCIX）が本セクションに基づく機能を遂行するために必要な支援を提供する。

(2) 国家情報長官（DNI）が定めたあらゆる条件に従い、国家情報長官（DNI）は、あたかも国家対情報局（ONCIX）が CIA の一部であるかのように、国家対情報局（ONCIX）に対して管理及び契約支援を提供する。

(3) 本条(h)に基づき提供される支援は、当該支援を提供する側の判断により、費用弁済又は非費用弁済方式のいずれかで提供される。

(i) 費用弁済方式のための資金の使用：

国家対情報局長（NCIX）は、場合によっては、国家対情報局（ONCIX）の使用可能な資金から、前々条（g）に基づき人員を派遣している省庁又は前条（h）に基づき支援を提供している省庁に対し、人員の派遣又は支援の供給を弁済するための金額を当該省庁に支給する。

(j) 契約：

(1) 次項（2）に従い、国家対情報局長（NCIX）は、あらゆる契約、リース、及び協定、又は同局長が本条に基づき国家対情報局（ONCIX）の機能を実行するために適切であると判断したその他の取引を締結することができる。

(2) 契約、リース、協力協定、及びその他の取引を締結するための前項（1）の権限は、同様な契約、リース、協力協定、及びその他の取引に関する法律の下で CIA に適用されるあらゆる諸条件や制限に従わなければならない。

(k) 特定の行政法に基づく活動等の処置：

国家対情報局（ONCIX）の書類は、当該書類が 1947 年国家安全保障法（合衆国法典 50 篇 431）のセクション 701 の（b）条に基づく基準を満たす限りにおいて、同法セクション 701 の目的のために CIA の運用書類と同様に取り扱われるものとする。

(1) 議会による監視：国家対情報局（ONCIX）が国家情報長官官房（ODNI）内に位置することをもって、議会又は議会のいかなる委員会の行う次に掲げるものへのアクセス

に影響すると解釈してはいけない。

(1) 国家対情報局 (ONCIX) の保有するあらゆる情報、書類、記録、又は報告書

(2) 国家対情報局 (ONCIX) のあらゆる職員

(m) 解釈：

1947 年国家安全保障法あるいはその他の法規によって規定されているように、本セクションのいかなる内容も、国家情報長官 (DNI)、國務長官、司法長官、又は FBI 長官の権限に影響を与えるものと解釈してはいけない。

4 . 国家対情報局 (ONCIX) の各セクションの業務

(1) 分析・収集セクション (analysis & collection)

国家対情報戦略 (NCS) は分析・収集セクションに対し次のことを命令している。“ 米国に害をなそうとしている外国勢力、テロリストグループ、国際犯罪組織、及びその他の団体のインテリジェンス活動を特定し、評価し、無力化し、そして活用する。”

分析・収集セクションは、国家対情報戦略 (NCS) の示すところに従い、分析結果を大統領府、議会、国防総省、情報コミュニティ、及びその他の多くの政府機関へ提供する。分析努力とともに、任務達成には強力な収集努力が不可欠である。アナリストは、保有していないデータを注意深くかつ速やかに特定し、この不足を補充するため、収集管理者と緊密に連携しなければならない。

(2) 被害評価セクション (damage assessments)

機密又はセンシティブな情報の意図的又は不注意による漏洩は、米国政府の政策やプログラムに広範囲な影響を及ぼすとともに、国家安全保障、軍事作戦、及び市民の生命を危険にさらすであろう。被害評価セクションは、情報コミュニティが、国家安全保障に関連する情報の漏洩による米国安全保障への被害の総計を厳格な分析的技法により調査することを主導する。この評価から、改善策に関する勧告がもたらされる。また、被害評価セクションの任務には次の事項が含まれる。 特定の事象によってもたらされた被害に関する適時かつ客観的な分析報告書の作成、 対情報活動上の潜在的な組織的弱点の発見とこれらの領域への対策に関する勧告の提出、 評価の結果と教訓をコミュニティ全体で共有し、より広範な理解を促進させる。

(3) コミュニティ取得リスク評価セクション (community acquisition risk)

米国は、製造とサービス分野、とりわけ情報技術分野における国外への依存を増大した。このため米国のサプライチェーンの脆弱性は増大した。即ち、国際企業や外国籍の個人が情報技術のサプライチェーンの中でより大きな役割を果たすことにより、特に、国際テロリストや犯罪グループと同じように外国の情報機関や軍による絶えざるかつ眼に見えない破壊活動 (subversion) に対する懸念が増大した。

これらの脆弱性に対応するために、情報コミュニティはコミュニティ取得リスクセンター (Community Acquisition Risk Center) を創設した。このセンターは、情報コミュ

ニティの個々の機関と取引を行う企業によってもたらされる情報コミュニティに対する脅威を評価する。現在開発中の共通の取得リスク方法論、ツール、及び教育訓練によりこのプログラムは著しく強化されるであろう。このセンターは、情報コミュニティに属する全ての機関から派遣されるスタッフで構成される統合機関である。

(4) コミュニティプログラム評価セクション (community programs & evaluation)

国家対情報局 (ONCIX) には、法律によって、情報コミュニティ全体の対情報活動を統合することとコミュニティの実施する国家対情報戦略 (NCS) の履行を評価することが委ねられている。その負託を促進するために、コミュニティプログラム評価セクションは、全ての対情報プログラムを周期的に点検し、戦略及び予算目標に照らしてそれら进行评估し、財政上の勧告を作成し国家情報長官 (DNI) に提出する。それらの勧告は、無駄な努力の重複を排除するとともに各機関の活動を国家目的と一致させることを目的とする。

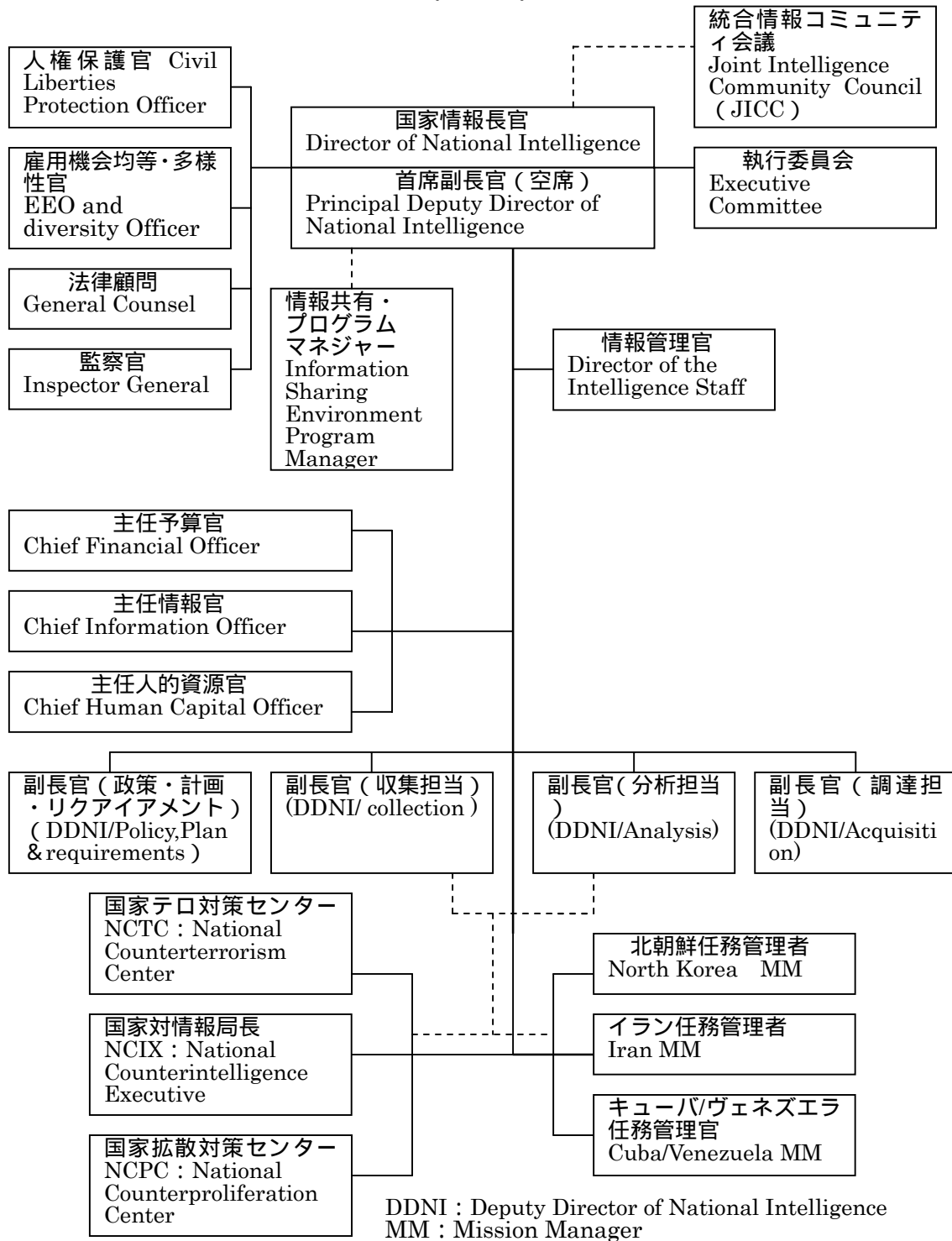
(5) コミュニティ人材育成セクション (community workforce development : CWD)

コミュニティ人材育成セクションは国家情報大学 (National Intelligence University : NIU) システムの一部として創設された。このセクションには、コミュニティの人材育成のより大きな計画の一部として対情報コミュニティ職員の業務遂行能力、相互運用能力、及びプロ意識の向上において主導的役割を果たすことが委ねられている。人材育成セクションは、対情報コミュニティと協力し、対情報要員にとって必要な能力 (コア・コンピテンシー) を特定し、そして一般職員、分析員、収集員、及び捜査員の対情報訓練基準を策定する。

(6) 戦略・政策セクション (strategy & policy)

戦略・政策セクションは、戦略レベルの対情報活動を統一することにより国家対情報局長 (NCIX) と対情報コミュニティを支援する。このセクションは、「国家対情報戦略 (NCS)」の年次報告書を作成する。この報告書は、国家安全保障のための戦略的目標を設定するとともに、対情報のための組織、プログラム、および予算上の優先事項を設定している。このセクションは、CIA、FBI、国家安全保障局 (NSA)、国防総省、及びエネルギー省を含む対情報コミュニティ全体からの対情報及びセキュリティの専門家で構成されている。この多様性によって、個々の機関の要求事項と任務に対する包括的な理解が確保されると同時に、対情報コミュニティの協同と統合が強化される。このセクションは、情報コミュニティ全体の政策担当者と日常的に緊密に連携し、これらの接触の間に提供された情報を使用し、すぐに実施可能な改善策を国家対情報局長 (NCIX) に提出する。(了)

国家情報長官官房 (ODNI) の組織図



出典：国家情報長官官房 HP (2007.7)：現在同 HP に掲載されている組織図はこれとは違い主要スタッフのみの組織図であるので、こちらの組織図を使用した。

略語表

CIA	中央情報局 (Central Intelligence Agency)
DCI	中央情報長官 (Director of Central Intelligence : DCI)
DIA	国防情報局 (Defense Intelligence Agency, Department of Defense)
DNI	国家情報長官 (Director of National Intelligence)
EO	行政命令 (Executive Order)
FBI	連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation)
FISA	外国諜報活動監視法 (Foreign Intelligence Surveillance Act)
IRTPA	2004 年情報改革及びテロリズム防止法 (Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004)
MI5	英国情報局保安部 (Military Intelligence 5)
NACIC	国家対情報センター (National Counterintelligence Center)
NACIPB	国家対情報政策会議 (National Counterintelligence Policy Board)
NAG/CI	国家対情報諮問グループ (National Advisory Group for Counterintelligence)
NCIX	国家対情報局長 (National Counterintelligence Executive)
NCS	国家対情報戦略 (National Counterintelligence Strategy)
NGA	国家空間情報局 (National Geospatial-Intelligence Agency)
NRO	国家偵察局 (National Reconnaissance Office)
NSA	国家安全保障局 (Agency National Security)
NSC	国家安全保障会議 (National Security Council)
NTIPA	国家に対する脅威の特定と優先順位の評価 (National Threat Identification and Prioritization Assessment)
ODNI	国家情報長官官房 (Office of the Director of National Intelligence)
ONCIX	国家対情報局 (Office of the National Counterintelligence Executive)
OPM	人事管理局 (Office of Personnel Management)
PDD	大統領命令 (Presidential Decision Directive)

以下余白

IAQG（国際航空宇宙品質グループ）について（その２） 国際相互認証の仕組みと OPMT 活動

主任研究員 伴野 道彦

1．はじめに

防衛調達基盤整備協会（BSK）システム審査センターの認証の半数以上を占める航空宇宙品質マネジメントシステム規格（IAQG 9100/JIS Q 9100）は、ISO 規格ではないセクター規格（IAQG 9100）である。

このセクター規格を制定し管理しているのは、国際航空宇宙品質グループ（以下「IAQG」という。）であり、我が国では航空宇宙品質センター（以下「JAQG」という。）が IAQG 活動に対応する活動を担っている。

本研究では、平成 20 年度の IAQG/JAQG についての概要説明に続き、IAQG 活動の中核である OPMT：Other Party Management Team（相互監視チーム）活動についての概要を説明するとともに、OPMT 活動と認証機関である BSK システム審査センターの係わりについて述べるものとする。

2．国際相互認証の仕組み

日本の JIS Q 9100 は米国 AS 9100 及び欧州 EN 9100 と共に世界標準の航空宇宙産業の品質マネジメントシステム規格として制定された規格である。これらの 3 規格は、品質マネジメントシステム国際認証システムによって、欧州、南北アメリカおよびアジア太平洋地区（以下「3セクター」という。）の各セクターで相互認証され JIS Q 9100 は米国、欧州の企業に対しても有効な規格になっている。日本では、航空宇宙審査登録委員会（JPMC：Japan Registration Management Committee）が JIS Q 9100 に対する認証制度の運用状況について監視する役割を担っている。IAQG 9100 は ISO 9001 に航空宇宙業界特有の要求事項を追加し、独自の認定機関を設置せずに ISO 9001 認証の仕組みをそのまま活用しているという、業界による監視制度（ICOP：Industry Controlled Other Party）を特徴としている。このため、JIS Q 9100 では ISO 9001 の同時認証取得も可能であると共に、3セクターはそれぞれ審査登録管理委員会を設置し各地区の ICOP を管理している。認証（審査登録）制度の 3セクター間の同等性は OPMT のセクター監視サブチームが相互監視することにより担保している。

3．OPMT：Other Party Management Team（相互監視チーム）

Other Party Management Team（以下「OPMT」という。）は 9100 認証制度の運営を行うもので、3セクターのそれぞれから投票権のあるメンバー 3 名と投票権の代行可能者数名からなる 14 名で構成され、その中から議長と副議長および各セクターのリーダーが選定される。また、投票権は無いが、3セクターのそれぞれから、認定機関および認証機関の代表者並びに IAQG-OASIS データベース管理の事務局を兼ねた工業会の代表者が指名されているほか、必要に応じ関係機関の専門家にも出席を求め、助言を受ける仕組みを有している。

OPMT には、AQMS 認証基準である IAQG 9104/1 や審査登録制度のオーバーサイト要求事項の 9104/2、航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項の 9104/3 の改訂検討チームのほか、IAQG-OASIS データベース、運営手順及びセクター監視等の 8 つのサブチームがあり、IAQG の中でも最も規模が大きいチームである。

現在の主な活動内容と検討中の課題は、IAQG 9100:2009年版への移行を中心とした下記の事項である。

(1) IAQG 9100:2009年版への移行の仕組みづくり

航空宇宙審査員は移行審査に先立ち、追加教育受講が必須で、その教材はIAQG レベルで作成される。認証機関は認定機関による移行審査を受ける必要がある。

(2) IAQG 9101 (審査要求事項) の改訂

2006年10月のIAQGセベリア会議において、9101 (チェックリスト) の改訂検討チーム設立が承認され、2007年1月キックオフ会議から改訂作業を開始し、4回にわたるBallot (IAQGメンバーによる投票) を経て、2010年1月に最終改訂版が完成。現在、9100同様に補足用の展開支援文書を作成中。

(3) IAQG 9104/1 (AQMS認証基準) の改訂

2008年2月のOPMTベルリン会議において、9100認証を更に付加価値を高めるためにFMEAを実施し、ICOPプロセス改善案を反映させる予定。2010年4月のIAQGワシントンDC会議で、投票用原案の見直しが決定され、現在改訂作業特別チームが改訂原案を作成中。

(4) IAQG 9104/2 (審査登録制度のオーバーサイト要求事項)、9104/3 (航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項) の改訂

2009年4月のIAQGフェニックス会議にて、IAQG 9104/2 ・9104/3改訂検討チーム設立が承認された。特に、オーバーサイト・航空宇宙審査員の力量に関する改善が取り入れられる予定。

4. 航空宇宙審査登録管理委員会

(JRMC : Japan Registration Management Committee)

航空宇宙審査登録管理委員会 (以下「JRMC」という。) は JIS Q 9100 認証制度の運営を行うもので、JAQG 幹事会代表メンバー 3 名以上で構成されるが、現在のメンバー 5 名の他、必要に応じ後述の関係機関に出席を求め、助言を受ける仕組みを有している。

主な活動内容は、上記 3 項の OPMT 活動の分担の他、下記の JIS Q 9100 の認証基準の維持・整備及び認証制度の管理・監視活動である。

- ・ 認証基準 (SJAC9104pre, 9010, 9011 等) の制定及び維持
- ・ 日本適合性認定協会 (JAB) に対するサーベイランスの実施
- ・ 品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関に対する定期的サーベイランスの実施 (事務所審査と組織審査立会)
- ・ 審査員資格証明機関による航空宇宙産業経験審査員資格の評価結果の追認
- ・ IAQG OPMT による監査受審及び他セクターの監査
- ・ JIS Q 9100 認証制度に関する問題点の解決

(JRMC は日本の制度における最終決定権を持つ。)

5．関係機関とOPMTとの係わり

航空宇宙品質マネジメントシステムの認証制度を担う関係機関は、認定機関（JAB）、認証（審査登録）機関（CB）、審査員認証機関（JRCA）および研修提供者（TP）が相当する。JAQGの活動においては、これら関係機関は運営委員会にて発言権を有するのみでなく、OPMT活動の国内展開に際して、JRMCの主催する拡大JRMC会議に参加し、個別の課題について意見交換や討議を実施し、幹事会やワーキンググループの活動を支援している。

一方、IAQGの活動においては、各セクターの関係機関はIAQG会議に際してIAQG評議会への参加権や投票権は無いが、国際相互認証のスキーム維持や各種規格の制定/改訂を担うワーキンググループの活動には積極的に参加し、各セクターの立場で意見を述べている。先に述べたように、OPMTには、各セクターから認定機関（JAB）及び認証（審査登録）機関（CB）が参加しており、各セクターの代表者も設定している。

アジア太平洋セクターからの関係機関のOPMTへの参画は、従来認定機関のJABのみにとどまり、日本の認証機関の代表者がIAQG会議に参加したのは、2008年10月に横浜で開催されたIAQG横浜会議が最初であった。

しかしながら、それまで空席であったアジア太平洋セクターの認証機関の代表者にBSKの伴野が指名されたこともあり、その後のIAQG会議にも3回連続して参加しており、継続して活動のフォーカルとなっている。

6．おわりに

航空宇宙品質マネジメントシステム（AS/EN/JIS Q 9100）の認証を取得しIAQG-OASISデータベースに登録された企業はこれまでに約11,000事業所を超えており、QMSやEMS等のマネジメントシステムの認証取得が伸び悩んでいるのに対して、依然として比較的高い伸び率を保っている。

また、航空宇宙品質マネジメントシステムの新規格である9100:2009年度版は、航空宇宙分野のみの規格に留まらず、防衛分野にも適用範囲が拡大され、航空宇宙及び防衛産業全体のグローバルスタンダードとしての地位を築きつつある。

このセクター規格の認証制度を担うOPMT活動は、日本ではJQAG幹事会社4社からなるJRMCメンバー会社を中心となり、日本国内の6つの関係機関の支援により実施されているが、規格移行に伴う課題が多数発生し、国際的な場での日本の立場の説明と理解を得る必要性が高くなってきている。OPMT活動を今後も円滑に進めるには更に多くの関係機関の参画を得ていくと共に、認証審査の実務に詳しい関係機関、とりわけ実際の審査を担当する認証機関の積極的な参画と幹事会社に対する支援活動が必要になる。そのため、我が国における航空宇宙品質マネジメントシステムの認証の半分以上を担っているBSKシステム審査センターの果すべき役割がますます注目されている。

「防衛取得研究」掲載の署名記事と見方は、いずれも執筆者個人のもので、
(財)防衛調達基盤整備協会ないし執筆者の所属する機関の見方を代表する
ものではありません。

なお、記事の無断転載は禁じます。転載する場合には当協会迄、御連絡下
さい。

発行人 宇田川 新一

編集者 草地 八寿郎

発行所 (財)防衛調達基盤整備協会 防衛調達研究センター

TEL 03-3235-0711